

学生・教職員各位

危機管理室長

国内外の出張・旅行等について

政府の「緊急事態宣言」解除の決定を受けて、令和2年5月26日付けで本学の対応をホームページ等でお知らせしました。その中でお伝えしていた6月19日以降の国内外の出張・旅行等への本学の対応については以下のとおりとしますのでお知らせします。

○国内の出張・旅行について

6月19日以降、政府からの外出の自粛要請等が緩和された場合であっても、教職員の国内出張は原則自粛をお願いします。ただし、遠隔会議等の対応を検討した上で、なお出張の必要があると判断する場合は、旅費システム（旅行命令簿、旅行届）の備考欄に理由を記入し申請してください。

8月1日以降は、出張先地域・経由地の感染状況を十分に踏まえるなど、慎重に出張の是非を判断してください。なお、感染状況等を考慮し出張を取り消す場合もありますのでご注意ください。

国内旅行については、不要不急の移動を避け、旅行先地域の感染状況を十分に踏まえるなど、慎重に旅行の是非を判断してください。

出張・旅行時においては、公共交通機関を用いる場合にマスクを着用するなどの感染予防対策を徹底し、出張・旅行後は検温を行うなど健康管理に十分注意するとともに、例えば在宅勤務を活用するなどして、2週間は他者との接触を避けるようにしてください。

また、前回お知らせしたとおり、7月13日以降、一部の実習等については感染症対策を講じた上で対面により実施することとしています。従って、現在地元に残っている学生については、6月19日から6月28日までの間に帯広に移動し、到着後2週間は住居等に待機し外出を控えて健康に留意してください。

7月13日以降、実習等で移動する場合については、指導教員の指示に従い感染症対策を厳守の上、行動してください。

○海外への渡航並びに海外からの研究者等の招へいや受け入れについて

現在、3月25日付け外務省海外安全情報において、全世界に対して一律に「不要不急の渡航は辞めてください。」（レベル2）の勧告が発出されたことから、6月19日以降も、学生及び教職員の海外への渡航、海外からの研究者等の招へいや受け入れは禁止とします。